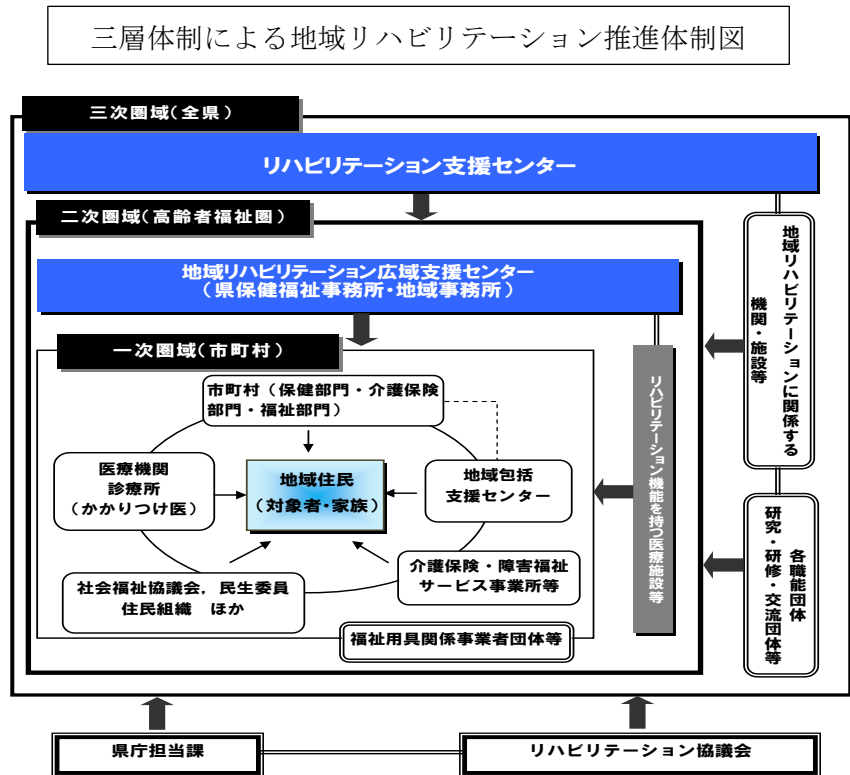


## 地域リハビリテーション推進強化事業の紹介

### 1 目的

障害児者及び高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性を持って提供されるように、一次圏域（市町村域）、二次圏域（障害保健福祉圏域及び高齢者福祉圏域）、三次圏域（全県域）の三層体制による地域リハビリテーション推進の強化を図ることを目的に実施します。



### 2 リハビリテーション支援センターによる事業

(1) 生活で困っている方の自立支援に資する人材育成を行います。

◆◆ 取組例 ◆◆	内容
高齢化・重度化対策支援研修会	知的障害者支援施設における高齢化・重度化の現状と課題の共有や今後の支援の在り方を学ぶ目的で実施
介護支援機器・自立支援機器の導入と活用	介護支援機器・自立支援機器の導入と活用について理解を深める目的で実施
摂食嚥下地域リハビリテーション推進事業	安全な食支援の推進を目的に、障害者等の摂食嚥下障害に対し、検査等が可能な病院一覧や、基本的な対応をまとめたフローチャートを作成(別紙1・2参照)

(2) 保健福祉事務所からの依頼により、リハビリテーションに係る専門的な相談に対応します。

◆◆ 取組例 ◆◆	支援内容
グループホーム 40代女性(脳性麻痺)	音声によるコミュニケーションが難しい方に、残存機能で操作可能な機器を検討し、機器を利用したコミュニケーションを可能にした。

(3) リハビリテーションに係る調査やプログラム作成を通じて、資源充実やサービスの質の向上に役立てます。  
当センターHPに掲載しています

◆◆ 取組例 ◆◆	内容
調査研究	・障害福祉領域におけるリハビリテーション専門職の活動に関する調査 ・指定障害者支援施設における高齢化・重度化に関する実態調査 等
プログラム	・コミュニケーション支援サポートブック基礎編 ・障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック2 等

### 3 保健福祉事務所・地域事務所による事業

(1) 切れ目のないリハビリテーションサービスの提供体制及びネットワークの構築を目指し、圏域の課題解決に取り組みます。

◇◆ 取組例 ◇◆	実施内容
施設における腰痛予防の為に介助技術向上研修	高齢者及び障害者の入所施設の職員が、職場内において、腰痛予防を継続して取り組めるように、有効な職場内研修の手法を学び、業務に役立てることを目的に実施
障害者の運動の習慣化支援事業	障害福祉サービス事業所の職員が、リスク管理の下、利用者に係る運動の習慣化を定着させるとともに、リハビリテーションの視点を活用して健康維持支援を実施できるようになることを目的に実施
障害児(者)福祉サービス施設等支援事業	障害児等を支援する関係者が療育、保育及び教育の実践に必要な知識や支援技術を向上することを目的に実施

(2) 市町村等が実施する保健・福祉に関する事業に対して、保健福祉事務所・地域事務所・リハビリテーション支援センターのリハビリテーション専門職等を派遣し、支援します。  
※別紙3参照

◇◆ 取組例 ◇◆	実施内容
障害児・者関係の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会部会への参加</li> <li>・心身障害児通園施設連絡協議会への協力</li> <li>・障害児等療育支援事業・療育研修会への協力</li> </ul>
高齢者関係の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防日常生活支援総合事業に係る事業の支援</li> <li>・地域包括支援センター主催事業への協力</li> </ul>

(3) 所内相談・訪問相談等によりリハビリテーションに係る個別的な相談に対応します。  
※別紙4参照

#### ◆地域リハビリテーション推進強化事業 担当窓口

保健福祉事務所・地域事務所で開催している、市町村等事業支援やリハビリテーション相談事業の詳細については、地域リハビリテーション推進強化事業担当窓口にお問い合わせ下さい。

地域名(圏域)	事務所	TEL
仙南	仙南保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0224) 53-3120
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(022) 363-5503
大崎	北部保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(0229) 87-8010
栗原	北部保健福祉事務所栗原地域事務所(成人・高齢班)	(0228) 22-2116
登米	東部保健福祉事務所登米地域事務所(成人・高齢班)	(0220) 22-6117
石巻	東部保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(0225) 94-6124
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0226) 22-6614
	リハビリテーション支援センター (リハビリテーション支援班)	(022) 784-3588

詳しくは、リハビリテーション支援センターホームページをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili//>

摂食嚥下障害について、検査や治療(訓練・指導・手術)を行っている宮城県内の病院のうち、ホームページに掲載を同意した病院リストです。

原則対応可能な場合には○が付いています。ただし、状況により対応の可否やそのための条件が異なる場合もありますので、※が付いている病院での対応を希望される場合、「受診にあたっての注意事項」の※の付いた記載事項で、状況や条件をよくご確認ください。

## 宮城県リハビリテーション支援センターの HP アドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/site/rehanavi/>

## 対象: 大人

- (1) 病気(脳卒中、神経難病、頭頸部がん、認知症等)や高齢による摂食嚥下障害について  
 (2) 先天性又は幼小児期の障害(脳性麻痺、精神発達遅滞、染色体異常等)による摂食嚥下障害について  
 (注1): 「入院での検査や治療」とは、もともと入院している患者に摂食嚥下障害の検査・治療を行うことではなく、摂食嚥下障害の検査や治療を目的に、入院することが可能である病院を記載しております。

(平成30年3月現在)

圏域	病院名	住所	電話番号	摂食嚥下障害の検査・治療										「受診にあたっての注意事項」等	
				診療科	外来での検査や治療				入院での検査や治療(注1)				手術		
					嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養指導	嚥下造影検査	嚥下内視鏡検査	訓練・摂食指導	栄養指導	嚥下機能改善手術		誤嚥防止手術
仙南	A病院			外科	※	※		○	○	○	○	○			紹介状必要。 ※内容に応じて要相談。

## 対象: 子ども

- (3) 先天性障害(脳性麻痺、精神発達遅滞、染色体異常等)や病気による摂食嚥下障害について  
 (注1): 「入院での検査や治療」とは、もともと入院している患者に摂食嚥下障害の検査・治療を行うことではなく、摂食嚥下障害の検査や治療を目的に、入院することが可能である病院を記載しております。

(平成30年3月現在)

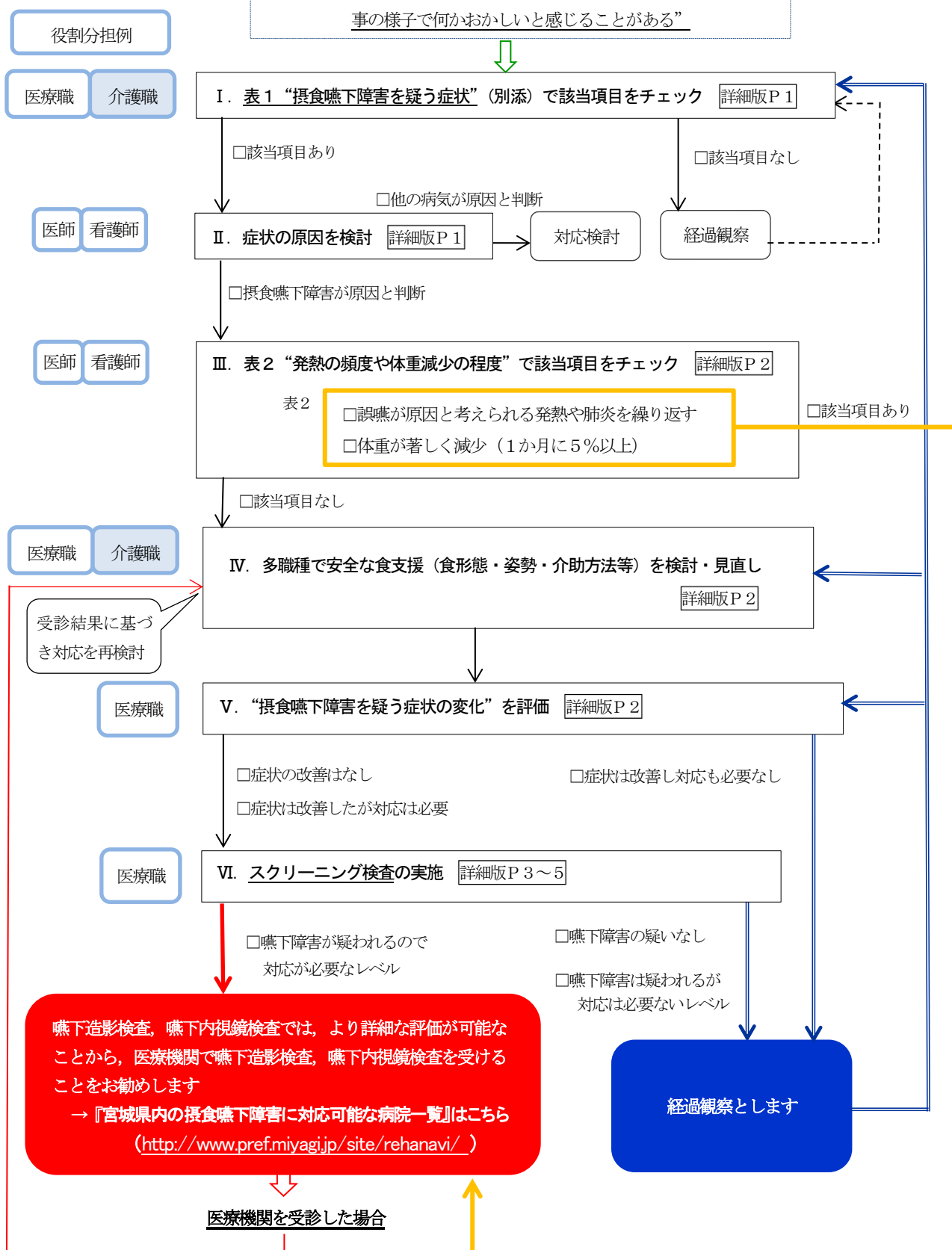
圏域	病院名	住所	電話番号	摂食嚥下障害の検査・治療										「受診にあたっての注意事項」等	
				診療科	外来での検査や治療			入院での検査や治療(注1)			手術				
					嚥下造影検査	訓練・摂食指導	栄養指導	嚥下造影検査	訓練・摂食指導	栄養指導	嚥下機能改善手術	誤嚥防止手術			
仙南	A病院			小児科	※		○	○	○	○					紹介状必要。 ※内容に応じて要相談。

◇摂食嚥下地域リハビリテーション推進事業◇

『要介護高齢者や障害者の摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート』

→ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/rehashien3-1.html>)

施設や在宅において、食支援している要介護高齢者や障害者に対し、“食事の様子で何かおかしいと感じることがある”



❖ 本フローチャートでは、嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査を受けることをお勧めする目安を示していますが、フローチャートの結果にかかわらず、食支援への不安が続いている場合は、嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査を受けることをご検討ください。

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当課及び施設・事業所からの依頼により、市町村及び施設・事業所が実施する保健・福祉に関する事業に対して、専門職を派遣し、リハビリテーションの視点に基づいた専門的な支援を行います。

### ●対象事業

市町村が行う介護予防事業、健康教育、地域ケア会議、母子保健事業等や、施設・事業所が行う職員研修や事例検討会等

### ●支援内容

市町村の保健福祉事業における事業企画、事業評価に対する助言や、施設・事業所が行う勉強会、事例検討会における講師派遣等により、事業従事者を支援します。



～こんな時にご相談下さい～



- ① 介護予防事業（例 地域包括ケアにおける地域リハ活動支援事業）の協力  
例：事業企画の助言、事業担当者としハ専門職との調整などについて支援します。
- ② 地域ケア会議の協力  
例：障害を持つ方等が、地域においてその人らしい生活を営むためのコーディネートや具体的な取り組みについて助言します。
- ③ 障害児等に対する母子保健事業への協力  
例：乳幼児検診後の発達支援事業等において、発達を促す関わり方等について助言します。
- ④ 研修会等の講師派遣  
例：市町村事業や事業所内の勉強会に講師を派遣します。  
研修会テーマは、リハビリテーションや療育に関する総論から、生活場面における具体的な支援内容に関するものが中心となります。
- ⑤ 事例検討会への参加  
例：事例検討会に参加し、当事者の自立生活に必要な具体的な取組等について助言します。
- ⑥ 個別支援計画作成に関する支援  
例：個別支援計画と日常業務が、一貫性を持って提供されるための支援を行います。
- ⑦ 日中活動（余暇、就労等）に関する支援  
例：余暇支援の拡充や就労における作業活動分析など、日中活動の充実に向けた支援を行います。

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当部署を通じて、障害福祉 介護サービスの施設・事業所からの依頼により、県リハビリテーション支援センター等と連携し、専門職の派遣等リハビリテーションに関する個別相談を実施します。

## ●事業の対象者

各圏域に在住、または施設利用中の障害児・障害者（成人から高齢者まで）

## ●支援内容

対象者の障害状況の把握、課題の整理、支援手段の提示、今後に向けての支援プログラムの提案や連携機関の紹介など、その人らしい生活に向けてのコーディネーターや助言を行います。



～こんな時にご相談下さい～



### ① 病気や障害に関すること

例：脳卒中片麻痺・脊髄損傷・脳性麻痺・発達障害など、日常生活でどのような配慮や支援が必要なのかを一緒に考えます。

### ② 身の回りの日常生活活動の支援方法・介助方法（育児上の支援も含む）

例：食事、トイレ、お風呂などが、少しでも自分でできるように、また、介助者の負担が軽減するような方法を提案します。

### ③ 機能面・生活面（発達面）の評価に関すること

例：運動機能や認知面などの状態を客観的に把握することをお手伝いします。

### ④ 活動や参加の支援

例：趣味や楽しみの開発・買い物など外出や旅行の実現に向けた情報提供などを行います。

### ⑤ コミュニケーションに関する支援

例：失語症や構音障害、難病等により意思の疎通が難しくなった方に対し、コミュニケーション方法を一緒に考えます。

### ⑥ 遊びや学習の支援

例：乳幼児の運動・認知・心理面の発達を促す遊びや関わり方、学童期の学習などの生活課題について一緒に考えます。

### ⑦ 福祉用具の選定・適合

例：杖や車椅子・座位保持装置などの福祉用具が、自立生活を支える有効な手段となるよう、その使用状況や必要性も含め、本人に適した用具について検討します。

### ⑧ 生活環境の工夫（住宅改修等）

例：手すりの設置、段差解消など住環境等の環境調整に関して一緒に考えます。



全国地域リハビリテーション

# 合同研修大会 in みやぎ2018

「そこに暮す人々と共に育む  
地域リハビリテーション」

～地域共生社会を目指して  
・みやぎからの発信～

平成30年

7月7日(土) 14:00～

8日(日) 9:45～

会場:東北歴史博物館

宮城県多賀城市高崎1-22-1

TEL 022-368-0101

【名誉大会長】

佐直 信彦

(仙台青葉学院短期大学 副学長)

【大会長】

樫本 修

(宮城県保健福祉部 技術参事)

主催 全国地域リハビリテーション研究会 全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会  
共催 宮城県 宮城県リハビリテーション専門職協会  
後援 一般社団法人宮城県理学療法士会 一般社団法人宮城県作業療法士会 宮城県言語聴覚士会 ほか

お問合せ・実行委員会事務局

宮城県リハビリテーション支援センター 〒981-1217 宮城県名取市美田園2-1-4  
TEL 022-784-3588 FAX 022-784-3593 MAIL rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

写真提供：  
宮城県観光課

詳しくは

全国地域リハビリテーション合同研修大会inみやぎ2018

検索



## 【開催目的】

全国地域リハビリテーション合同研修大会は、全国地域リハビリテーション研究会及び全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会が主催し、毎年全国各地で開催しています。

本年は、地域共生社会を目指し、宮城県内の多機関・多職種が協働で行っている地域包括ケアシステムの推進や、障害児・者に係る教育、自立支援や社会参加支援など様々な立場の取組を共有することにより、宮城県内及び全国の地域リハビリテーションのさらなる推進につなげることを目的としています。

## 【プログラム】（予定：詳細は宮城県リハビリテーション支援センターホームページをご参照ください）

7月7日（土） 午後2時～

- ・特別講演Ⅰ 「宮城の地域リハビリテーションの歩みを振り返り、これからを考える」
- ・シンポジウムⅠ 「震災復興支援から地域包括ケアへの発展ー地域づくり・まちづくりー」
- ・懇親会

7月8日（日） 午前9時45分～

- ・シンポジウムⅡ 「介護予防事業の取組とリハ専門職の役割」
- ・シンポジウムⅢ 「障害者の自立支援を支えている医療機関の取組」

7月8日（日） 午後1時30分～ （入場無料）

- \*一般公開講座
- ・特別講演Ⅱ 「(仮) 高齢者主体の地域包括ケアシステムから障害児・者を含めた発展へ」
- \*宮城県主催 地域リハビリテーションスタッフ研修会
- ・シンポジウムⅣ 「地域共生社会の実現に向けた障害児・者支援」

地域リハビリテーション  
スタッフ研修会  
一般公開講座 申込書  
でお申し込みください

当日参加登録になります。会場にお越しください。

## 【後援】

一般社団法人宮城県理学療法士会 一般社団法人宮城県作業療法士会 宮城県言語聴覚士会 ほか

## 【大会参加費】

研修大会参加費：事前参加登録 3,500円 当日参加登録 4,500円（大会誌代を含む）  
学生 1,000円（大会誌代別）

懇親会参加費：5,000円

（8日午後は、一般公開講座、宮城県主催地域リハビリテーションスタッフ研修会による開催のため入場は無料です。8日午後のみ参加の場合は、「スタッフ研修会申込書」にてお申し込み下さい。）

## 【事前参加登録方法】

別添「事前参加登録方法について」を確認し、事前登録参加費を振り込みの上、FAXで事前参加登録申込書を送付ください。

## 【事前参加登録受付期間】

平成30年4月16日（月）より6月15日（金）まで  
上記期間を過ぎた場合は、当日受付にて参加登録を行ってください。

## 【各生涯教育ポイント】

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会、一般社団法人日本言語聴覚士協会（申請中）  
決定後、ホームページに掲載します。



## 大会プログラム

1日目(7月7日<sup>⑤</sup>)午後

14:00～ **開会式**

14:10～ 15:10 **特別講演 I**

「宮城の地域リハビリテーションの歩みを振り返り、これからの考える」

講師:佐直 信彦 氏 (仙台青葉学院短期大学 副学長 教授)

15:10～ 15:20 休 憩

15:20～ 16:40 **シンポジウム I :**

「震災復興支援から地域包括ケアへの展開ー地域づくり・まちづくりー」

## 大会プログラム

2日目(7月8日<sup>⑥</sup>)午前

9:30～ **開 場**

9:45～ 11:05 **シンポジウム II :**

介護予防事業の取組とりハ専門職の役割

11:10～ 12:30 **シンポジウム III :**

障害者の自立支援を支えている医療機関の取組

(入場無料)

## 大会プログラム

2日目(7月8日<sup>⑥</sup>)午後

### 【一般公開講座】

13:30～ 14:30 **特別講演 II**

座長:榎本 修(全国地域リハビリテーション合同研修大会inみやぎ2018 大会長)

**高齢者主体の地域包括ケアシステムから障害児・者を含めた発展へ**

講師:吉永 勝訓 氏 (千葉県千葉リハビリテーションセンター長)

### 【宮城県主催 地域リハビリテーションスタッフ研修会】

14:40～ 16:00 **シンポジウム IV :**

**地域共生社会の実現に向けた障害児・者支援**

座長:阿部 一彦 氏 (東北福祉大学 総合福祉学部社会福祉学科 教授)

共生社会の形成に向けた障害理解教育を考える

講師:三科 聡子 氏 (国立大学法人宮城教育大学特別支援教育講座)

障がい児の自立に向けて

講師:高橋 繁夫 氏 (認定NPO法人 さわおとの森 副理事長)

精神に障害がある人も地域で安心して暮らせるために

講師:姉齒 純子 氏 (医療法人財団姉齒松風会 なごみの里サポートセンター

統括施設長)

ひとりの人間を大切にす援助から

講師:笠松 剛士 氏 (社会福祉法人 白石陽光園 社会福祉士)

(別紙) ファクシミリ施行

fax 022-784-3593

締め切り  
7月5日

ファクシミリ送信の際はこの様式のみ送信願います。

## 地域リハビリテーションスタッフ研修会 一般公開講座 申込書

宛先 宮城県リハビリテーション 支援センター リハビリテーション支援班あて	件名 研修会の参加 申込みについて	発信者 所 属： 氏 名： T E L：
--	-------------------------	-------------------------------

参加したいプログラムに  
○をつけてください

### ◆参加者

所 属	氏 名	地域リハスタッフ研修会 (シンポジウムⅣ) 8日(日)14:40~16:00	一般公開講座 (特別講演Ⅱ) 8日(日)13:30~14:30
例) ○○センター	宮城 花子	○	○

※地域リハビリテーションスタッフ研修会は、「全国地域リハビリテーション合同研修大会 in みやぎ 2018」のプログラムの一部として行い、参加は無料です。

※また、地域リハビリテーションスタッフ研修会の前に、一般公開講座も開催されますので参加を希望される場合は併せて御記入ください。

⇒「地域リハビリテーションスタッフ研修会・一般公開講座」(8日(日)午後のプログラム)に参加の場合は本書でお申し込みください。資料は、簡易版になりますので御了承ください。

⇒「全国地域リハビリテーション合同研修大会 in みやぎ 2018」に申し込みをした場合は、本書は不要です。

知って  
おきたい!

# 高次脳機能障害に 関する相談窓口

## 医療機関の窓口

東北医科薬科大学病院  
高次脳機能障害支援センター

仙台市宮城野区福室1-12-1  
TEL (022) 259-1221 (代表)

- 高次脳機能障害の相談や評価・診断・訓練を行い、社会復帰までの道のりを様々な形でお手伝いさせていただきます。とりわけ、評価診断を含めた医学的リハビリテーションに力を入れています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどの専門職がチームを組んで行います。
- 他の病院や地域の保健福祉事務所、市町村窓口との連携はもちろんのこと、就労に関連した支援には、障害者職業センターや就労支援施設等と連携します。また、復学に向けて、学校など教育現場との情報交換も行います。

## 行政機関の窓口

お住まいの市町村の障害福祉相談窓口へご相談下さい。

宮城県では高次脳機能障害者を支援するための事業を実施しており、各種相談・問い合わせに対応しております。高次脳機能障害に関する詳しいことを知りたい場合は、下記のセンターに気軽にご相談下さい。

宮城県リハビリテーション支援センター  
リハビリテーション支援班

宮城県リハビリテーション支援センター

検索

名取市美田園2-1-4  
TEL (022) 784-3588  
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

お近くの保健福祉事務所でも高次脳機能障害に関する様々な相談をお受けしています。

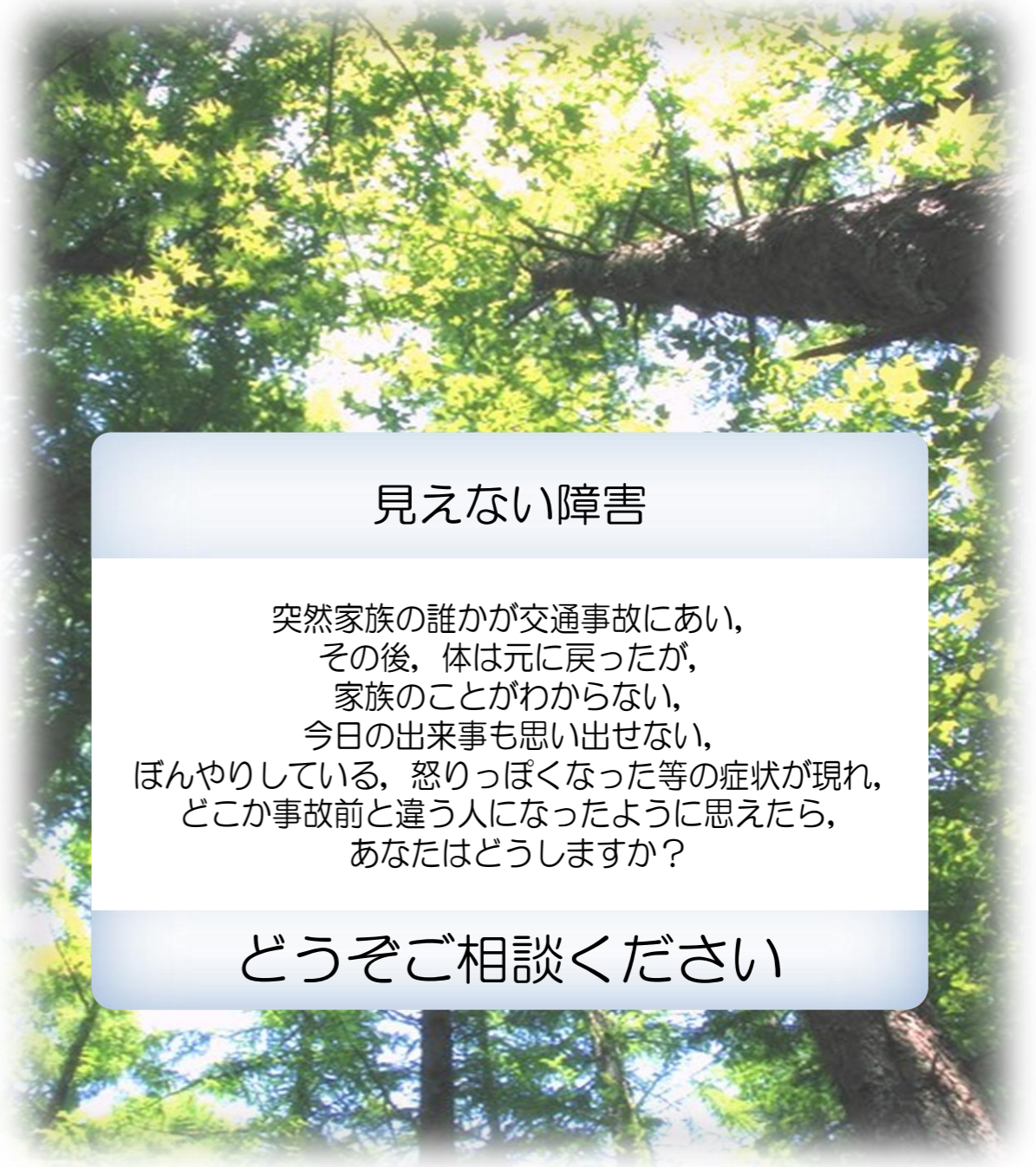
仙南保健福祉事務所	母子・障害班	(0224) 53-3132
仙台保健福祉事務所(塩釜)	母子・障害第二班	(022) 365-3153
仙台保健福祉事務所岩沼支所	地域保健班	(0223) 22-2189
仙台保健福祉事務所黒川支所	地域保健班	(022) 358-1111
北部保健福祉事務所(大崎)	母子・障害第二班	(0229) 87-8011
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	母子・障害班	(0228) 22-2118
東部保健福祉事務所(石巻)	母子・障害班	(0225) 95-1431
東部保健福祉事務所登米地域事務所	母子・障害班	(0220) 22-6118
気仙沼保健福祉事務所	母子・障害班	(0226) 21-1356

◆仙台市にお住まいの方は、下記のセンターでも相談をお受けしています。

仙台市障害者総合支援センター

仙台市泉区泉中央2-24-1  
TEL (022) 771-6511

# 高次脳機能障害 を知ろう



## 見えない障害

突然家族の誰かが交通事故にあい、  
その後、体は元に戻ったが、  
家族のことがわからない、  
今日の出来事も思い出せない、  
ぼんやりしている、怒りっぽくなった等の症状が現れ、  
どこか事故前と違う人になったように思えたら、  
あなたはどうしますか？

どうぞご相談ください

# 高次脳機能障害の主な症状とその対応

高次脳機能障害とは、病気や事故の後遺症としてみられる障害です。生活の中でそれまでできていたことができなくなって、生活しづらくなります。一見してわかりにくく、見えない障害とも言われています。

主な原因	脳血管障害	脳出血・くも膜下出血・脳梗塞(脳塞栓, 脳血栓)
	脳外傷(頭部外傷)	交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・脳挫傷・びまん性軸索損傷
	その他	脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍・正常圧水頭症・アルコール中毒

## 記憶障害

物事が覚えにくく、思い出しにくいなどの症状がみられます。

### 症状

- 約束や予定を忘れる
- 何を食べたか思い出せない
- 薬を飲むのを忘れる
- 話した内容を忘れる、同じことを繰り返し質問する
- 電話をかけたこと、かかってきたことを忘れる

### 対応例

- 予定や約束事はメモをしたり、貼り紙をする
- 日常生活をなるべく決まった日課に沿って送る
- 物をしまう時には決まった場所や種類ごとに入れる
- 記憶を助けるものとしてメモや手帳、カレンダーや日記等を利用する

## 注意障害

集中できないことで、物事がはかどりにくくなるなどの症状がみられます。

### 症状

- 一つのことを続けられない
- 作業の途中で他の作業に切り替えることができない
- 目の前にある物に気づかない
- 二つのことを同時に行くと混乱する(例 電話しながらメモをとる)

### 対応例

- 声かけは一つずつ
- 集中できる環境作り
- こまめに休憩を入れる
- 目や耳で気づきやすいように工夫する(例 付箋やアラーム付タイマーなど)
- 声を出して確認する

## 遂行機能障害

目的にかなった計画(段取り)や行動ができなくなる症状がみられます。

### 症状

- 行動の一つ一つに指示を必要とする
- 優先順位がつけられない
- 自分勝手に行動してしまう
- 自分で計画を立ててものごとを実行することができない

### 対応例

- 集中できる環境を整える(例 テレビを消すなど)
- 声かけやヒントを示す(例 絵や図、文字など)
- 作業時間や作業工程を区切る(例 タイマー、休憩など)

## 社会的行動障害

状況に適した行動が取れない、感情のコントロールがうまくできないなどの症状がみられます。

### 症状

- 何もしない、意欲がわかない、気持ちが沈みがちになる
- 突然興奮したり怒り出す
- 不安になる
- 我慢できない
- 他人とうまく交流できない

### 対応例

- 落ち着く環境を整える
- 注意を他のものに向ける
- 時間を決めて行動する
- あらかじめ予定を伝える
- 統一した対応をする

気になる症状があれば、御相談ください。

## 高次脳機能障害の診断基準について

- I 主要症状等 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。  
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
- II 検査所見 MRI, CT, 脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
- III 除外項目 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが、上記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。  
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。  
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
- IV 診断 1. I~IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。  
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。  
3. 神経心理学検査の所見を参考にすることができる。

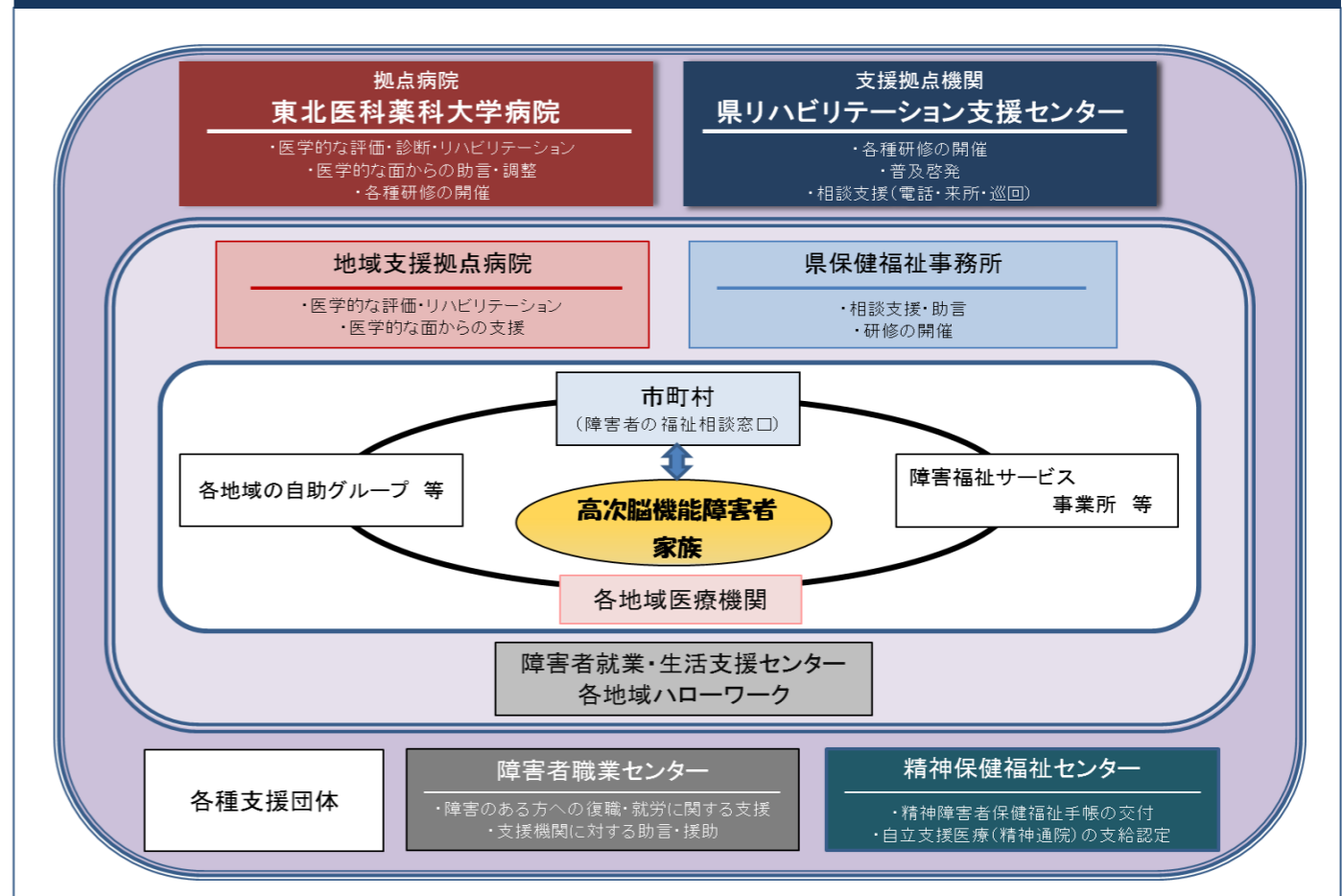
なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

(高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版)より引用)

## 福祉制度の利用について

- 高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。
- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。  
高次脳機能障害者は、精神障害者保健福祉手帳をもっていない場合でも、自立支援医療受給者証(精神通院医療)や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- 脳血管疾患(特定疾患)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は、介護保険制度の申請ができます。
- 条件を満たしていれば、高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

## 宮城県の高次脳機能障害者支援体制図



## 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為が実施できます。

### 1 実施可能な医行為について

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

### 2 研修課程の類型について

区分	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者対象 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者対象 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害等の重度障害者などを想定）
医行為の範囲	制度化された医行為全てを行う類型	任意の1行為から選択可能な類型	制度化された医行為のうち特定者に必要な行為のみ行う類型
研修カリキュラム	○基本研修（講義50時間+演習） ○実地研修		○基本研修（講義8時間+演習） ○実地研修
研修指導者としての要件（宮城県の場合）	医師・看護師等で ①国が実施する指導者養成研修受講修了者 ②県が開催する伝達講習受講修了者		医師・看護師等で、国が作成したマニュアル・DVDにより「自己学習」を修了した者
認定特定行為業務従事者認定者数 (平成30年4月1日現在)	42人	489人	3,293人

### 3 注意事項

#### ①認定特定行為業務従事者の認定について

##### ○研修修了者の認定特定行為業務従事者認定証交付申請について

研修を修了しましたら、認定特定行為業務従事者認定証を交付しますので、交付申請の手続きをして下さい（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（以下「法」という）附則第3条第1項）。

1, 2号 長寿社会政策課 022-211-2549 3号 障害福祉課 022-211-2543

#### ②登録特定行為事業者の認定について

##### ○事業者登録の手続きは済んでいますか

認定特定行為業務従事者認定証を有する職員が配置されていても、それだけでは喀痰吸引等を行うことはできません。登録を受けないで特定行為業務を行った者には、法附則第23条第1項による罰則規定が適用されますので、ご注意下さい。

##### ○変更届出漏れはありませんか

認定特定行為従事者の増減等があった場合、変更手続届の提出が必要です。（法附則第20条第2項）

##### ○事業者登録の更新漏れはありませんか

事業者として登録されていない特定行為を行うことはできません。特定行為を追加して行う場合は、事業者登録の更新が必要です。（法附則第20条第2項）

##### ○辞退届出の提出

喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなった場合は、認定を辞退する1か月前までに辞退届出書の提出が必要です。（法附則第20条第2項）

#### ③登録研修機関の登録について

##### ○更新申請に漏れはありませんか

登録研修機関の登録有効期間は登録日から5年間です。引きつづき登録される場合は、満了日の1か月前までに更新手続きが必要です。（法附則第9条）

#### ④3号研修指導者について

##### ○自己学習実施報告書の提出漏れはありませんか

登録研修機関に自己学習の申込みを行った後、DVDの視聴や指導者用マニュアルでの自己学習を終えた際に、自己学習実地報告書の県への提出が必要です。

（宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施要綱）

#### 参考

喀痰吸引等に関するホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/list1734-5219.html>

## 1 補助事業の概要

- 本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。
- 仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。
- 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページを参照ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>

## 2 補助対象事業者

- 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 3 補助対象施設

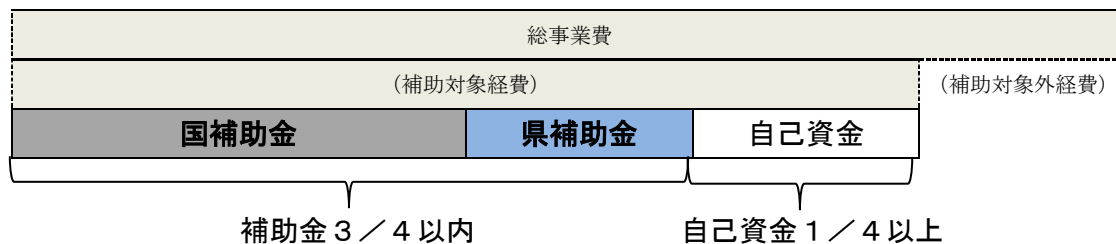
- 障害者総合支援法に基づく施設  
**障害福祉サービス事業所**（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、**障害者支援施設**、**相談支援事業所**、**福祉ホーム**
- 児童福祉法に基づく施設  
**児童福祉施設**（障害児入所施設、児童発達支援センター）、**児童発達支援事業所**、**放課後等デイサービス事業所**、**居宅訪問型児童発達支援事業所**、**保育所等訪問支援事業所**、**障害児相談支援事業所**
- ※ 対象施設ごとに補助基準額、設置者、整備区分等が異なります。

## 4 整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること。※別な用途に供している建物を改修し、新規に障害福祉サービス事業を始める場合を含む。）
- **増築**（既存施設の**現在定員の増員を図るための整備**をすること。）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）
- **大規模修繕等**（消防法令等の改正に伴い、新たに必要となる設備の整備又は、防犯対策を強化するための安全対策を含む。）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児入所施設）
- **避難スペース整備**（身体障害者社会参加支援施設、居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

## 5 補助率等

- 補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内，県：1/4以内）



※ 整備区分が創設，増築，改築，老朽民間社会福祉施設整備又は避難スペース整備の場合，『補助対象経費の総額の3/4』と『国の定める補助基準額』を比較して，低い方の金額が補助上限額となります。

※ 整備区分が大規模修繕等又はスプリンクラー設備等整備の場合，『補助対象経費の総額』と『国の定める補助基準額』を比較して，低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

※ 補助上限額はあくまでも上限額ですので，必ずしも，この補助金額を約束するものではありません。

※ 自己資金に寄付金等がある場合は，補助上限額が上記の場合とは異なることがありますので，別途御相談願います。

## 6 平成31年度事業に係るスケジュール（予定）

H30	6月13日（水）	○事業の協議受付開始
	7月13日（金）	○障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締め切り
	9月7日（金）	○所定の各書類提出締め切り（下記7提出書類②）
	～9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～9月末	○第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～11月	○国庫補助候補選定
H31	2月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会（県）
	3月	○国庫補助協議案件を決定
	4月頃	○国庫補助協議（県→国）
	6月頃	○国庫補助内示（国→県）
		○補助内示（県→事業者）
		<b>※内示を受けて事業着工可能となります。</b>
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国） ○交付決定（国→県→事業者）



## 7 提出書類

(1) 本事業に関する協議を希望する場合は、下記により、所定の書類を提出してください。

①提出書類：「障害福祉関係施設の整備計画」（別紙）

提出期限：平成30年7月13日（金）

提出方法：電子メール

提出先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

メールアドレス：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

②提出書類：(2)及び(3)記載の書類

提出期限：平成30年9月7日（金）

提出方法：郵送又は持参

提出先：〒980-8570 宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班 ※住所は記載不要です

(2) 提出書類（整備区分により提出書類が異なります）

整備区分	指定様式	共通別紙	添付書類
創設 増築	障害者（児）施設 整備計画協議書 【様式第4号】	○老朽度調査票 【共通別紙4-1 又は4-2】	下 記 参 照
改築	【様式第4号の2】 【様式第4号別紙】		
老朽民間 社会福祉 施設整備	老朽民間社会福祉施設整備計画 協議書 【様式第6号】 【様式第6号の2】 【様式第6号別紙】		
大規模 修繕等	大規模修繕及びスプリンクラー 設備等整備計画協議書 【様式第7号】 【様式第7号別紙】		
避難ス ペース 整備	避難スペース整備計画協議書 【様式第8号】 【様式第8号の2】 【様式第8号別紙】		

(3) 添付書類

(共通)

- 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）
- 法人定款と登記事項証明書の写し
- 当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況や結果等に係る資料
- 施設の位置図
- 施設整備後の図面（施設平面図等）
- 予定地及び周辺の現況が分かるもの（現場写真等）
- 事業費内訳書（見積書等）
- 施設整備地の不動産登記事項証明書の写し、賃貸借契約書等がある場合は契約書等の写し
- 前年度決算書・本年度予算書
- 工事費の自己資金の調達及び施設整備後の運営に関する資金計画書（参考様式1）

(就労・訓練事業等整備加算がある場合)

- 対象整備品のカタログ等（コピー可）

(任意)

- 自己PR書（応募する施設整備計画について、自由にPRするものです。別紙の⑯自由記述欄に記載しきれない場合や特にPRしたい事項がある場合などに任意で提出してください。）（任意様式）

## 8 審査

### (1) 第一次審査

- 書類審査を行い、ヒアリングを求める事業者を決定します。

### (2) 第二次審査

- ヒアリングを行い、事業計画、収支計画等を確認します。
- ヒアリング後、国庫補助協議案件を予算の範囲内で決定します。
- 審査結果は別途通知します。
- ※ ヒアリング実施日時、場所等は後日、第一次審査通過者に連絡します。

## 9 留意事項

### (1) 事業計画（整備計画）について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令で定める基準を満たすことが必要になります。
- 原則として平成31年度内に事業が完了する整備計画であることが条件となります。
- 特段の理由がある場合を除き、協議後の計画変更は認められません。
- 県の内示前に、事業に着工した場合は、本補助事業の対象外となりますので御注意ください。
- 事業に関する資金調達の具体的方法や見込みについて、十分に検討を行ってください。
- 就労移行支援や就労継続支援を行う場合は、サービスの提供内容、製品の販路、収支計画、利用者の工賃について十分に検討を行ってください。
- 事業実施場所の土地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことを確認し、確実に事業継続できる場所を確保してください。
- 提出書類は全て、A4又はA3サイズとしてください。

### (2) 市町村障害福祉計画との整合性について

- 事業計画は、整備を行う住所地の市町村が策定する障害福祉計画との整合性が図られていることが必要となりますので、事前に市町村担当課に対しても事業計画の説明等を行ってください。なお、整備区分が「創設」の案件については、国庫補助協議を行う場合には、市町村長からの意見書の提出が必要になります。
- 整備を行う地域における障害福祉サービスの需要（人口、障害者数）の見込みや、障害福祉サービスの提供体制（施設数、利用定員の設定等）について、十分に検討してください。
- 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

### (3) 補助基準単価について

- 協議に当たり、平成30年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助基準単価（案）を使用して補助金額を算出しますが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があります。

### (4) 財産処分について

- 本補助事業により整備した施設等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等が適用されます。

- 補助事業で取得又は効用の増加した施設等（財産）については、その処分（補助目的に反した使用，譲渡，交換，貸付，担保，取壊し等）に制限がかかります。
  - 財産処分を行う場合は、必ず処分前に承認を受ける必要があります。また、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
  - 本事業を実施した後に、上記財産処分を行う場合においては、必ず事前に県に御相談ください。
- (5) 県単独補助金について
- 共同生活援助事業所及び地域生活支援拠点の整備については、国庫補助協議不採択後に、県単独補助金にて国庫補助協議額と同額の補助を行う場合があります。

## 10 その他

- 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。  
問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班 大谷  
電 話：022-211-2544  
E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp
- 社会福祉法人等が施設を整備する場合は、独立行政法人福祉医療機構による融資制度があります（本補助事業の補助を受けながら、融資制度を活用することができます）。

【参考】対象施設ごとの補助対象事業者、整備区分、補助金額等（まとめ）

施設の種類	補助対象事業者	整備区分	補助金額等
・障害福祉サービス事業所 (療養介護, 生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援に限る)	社会福祉法人等 <sup>※1</sup>	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等	○補助対象経費 <sup>※2, ※3</sup> ・本体工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
・障害者支援施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人等 (医療法人を除く)	・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備	・解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料, 工事費又は工事請負費
・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 ・同行援護事業所 ・行動援護事業所 ・相談支援事業所  ・短期入所事業所 ・就労定着支援事業所 ・自立生活援助事業所 ・共同生活援助事業所	社会福祉法人等 <sup>※1</sup>	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等  ・避難スペース整備 (短期入所事業所, 就労定着支援事業所, 自立生活援助事業所, 共同生活援助事業所のみ)	○補助金額 ・創設, 増築, 改築の場合 補助対象経費(工事費及び工事事務費)に 3/4 を乗じた額と, 国庫補助基準単価を比較して少ない方の額  ・大規模修繕等
・福祉ホーム	社会福祉法人等 <sup>※1</sup>	・スプリンクラー設備等整備	・スプリンクラー設備等整備
・障害児入所施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等	・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備 補助対象経費(工事費及び工事事務費)と, 国が必要と認めた額を比較して少ない方の額に 3/4 を乗じた額
・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人等 <sup>※1</sup>	・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備	○補助率 3/4(うち国2/3, 県1/3)
・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所	社会福祉法人等 <sup>※1</sup>	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・避難スペース整備	

※1 社会福祉法人等とは、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等です。

※2 工事事務費（設計監督料等）は、工事費又は工事請負費の2.6%が上限額となります。

※3 補助対象外経費は以下のとおりです。

土地の買収又は整地に要する経費

職員の宿舎に要する経費

その他施設整備費として適当と認められない費用

【参考】補助金額の考え方

①グループホーム（避難スペースも合築）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の 3/4	補助基準額	補助金の額	事業者負担
A		B	C	BとCの小さい方	
65,000	実際 1,500 (A×2.6%) 1,690	総額 (補助対象経費) 66,500 ×3/4 = 49,875	23,200 (GH単価) + 32,700 (避難スペース整備加算)    55,900	49,875	16,625
67,000	実際 4,000 (A×2.6%) 1,742	総額 71,000 補助対象経費 68,742 ×3/4 = 51,556 (端数切捨)		51,556	19,444
73,000	実際 4,000 (A×2.6%) 1,898	総額 77,000 補助対象経費 74,898 ×3/4 = 56,173 (端数切捨)		55,900	55,900

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※23,200千円は、4～10人のGH本体の補助基準額（H30改定案）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。（例では避難スペース）

②国庫補助基準額の例

※あくまで平成30年度改正単価案です。今後、単価改正が行われる場合があります。

(1) 創設の例

- ① 就労継続支援事業所（利用定員40人）の創設及び就労・訓練設備の整備  
→H30年度補助基準額：本体97,900千円＋就労・訓練事業等整備加算37,500千円  
=135,400千円
- ② 共同生活援助事業所（定員4～10人）の創設，相談支援事業所及び避難スペースの整備  
→H30年度補助基準額：本体23,200千円＋就労定着支援，自立生活援助，相談支援，障害児相談支援整備加算8,620千円＋避難スペース整備加算32,700千円＝64,520千円

(2) 大規模修繕等

① グループホームの改修：300千円以上10,000千円以内

※賃貸物件の改修整備も対象

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は，見積額と合見積額のいずれか低い方の額と②のスプリンクラー設備工事費の基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額が基準額

② スプリンクラー設備工事費

	1000㎡未満	1000㎡以上の平屋建
基準単価案（1㎡当たり）	20,100円	38,100円

※消火ポンプユニット設置が必要な場合：1施設当たり3,090,000円加算

※補助対象となる面積は，施設を所管する消防署に相談いただき，スプリンクラーヘッドの設置が必要と認められた箇所の面積としています。

※ 県及び国の予算の範囲内で補助事業を採択するため，実際の補助金額（交付決定額）は，上記により算出した金額よりも低くなる場合があります。

## 介護給付費等の算定に係る届出の取扱いについて

### 加算等を新規で取得する場合又は加算等の算定される単位数が増加する場合

→ 届出を行ってください。届出日と算定開始日の関係は以下のとおりです。

【注意】翌月から算定を開始する場合、届出は15日必着です。

15日が土日祝日の場合は、直前の平日必着です。

届出日と算定開始日の関係	
届出が月の15日以前に行われた場合	翌月から算定を開始
届出が月の16日以降に行われた場合	翌々月から算定を開始

※ 食事提供体制加算（届出日から算定可能）等、一部例外があります。

※ 前年度の実績を届け出る加算等については、4月中に届出を行うことで、例外的に4月分から加算を算定することが可能です。

### 加算等が算定されなくなる事実が発生した場合

→ 当該事実が発生した日から算定を行わないこととなります。

また、速やかに加算等の終了の届出を行う必要があります。

【注意】一度終了した加算等を再度算定する場合、新規届出する必要があります。

### 加算等の算定される単位数が減少する場合

（例：「送迎加算（Ⅰ）」から「送迎加算（Ⅱ）」に変更される場合）

→ 当該事実の発生した日から単位数が減少することとなります。

また、速やかに加算等の変更の届出を行う必要があります。

【注意】届出が適切に行われなかった場合、減少後の加算等についても算定が認められない場合があります。

届け出た給付費の要件を満たさない期間があった場合、その期間について当該給付費を算定することは原則として認められません。

要件に該当しているか、こまめな確認をお願いすると共に、新たに取得する場合等は、上記のとおり適切に届出願います。

届出については、県で要件を確認後、収受印と共に写しをお渡しします。

届出の写しが届かない場合には、各指定権者までお問い合わせ願います。

#### 【参考】

○平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について』

第一 届出手続の運用 1及び5

○平成19年12月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

『障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）の送付について』 問7

## 平成29年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告について

### 1 実績報告の提出期限

#### 平成29年度における処遇改善加算の最終支払があった月の2ヵ月後の末日

(例) 実施期間が4月～3月だった場合

3月分の給付費は5月に支払われるため、実績報告の締切は2ヵ月後の7月末日となります。

※実施期間が例とは異なる場合がありますので、事業所ごとに確認してください。

### 2 提出先

平成30年度処遇改善加算届出と同様の機関へ提出願います。

- (1) 仙台市内の事業所：仙台市障害者支援課
- (2) 仙台市以外の事業所で法人一括申請の場合：宮城県保健福祉部障害福祉課
- (3) 仙台市以外の事業所で単独申請の場合：宮城県の各指定担当機関
- (4) 基準該当福祉サービス事業：市町村

### 3 実績報告提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3）【必須】
- (2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3の添付書類1～3）【該当する場合】
- (3) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ【必須】
- (4) 処遇改善実績内訳書（参考様式1）【必須】【任意様式でも可】
- (5) 実績報告書類チェックリスト【必須】

### 4 確認事項

次の項目について確認の上、提出願います。

- (1) **当該福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額及び賃金改善について確認**  
→別紙様式3の加算総額と加算総額のお知らせに記載されている金額が一致するか。  
→別紙様式3の賃金改善所要額と参考様式1の賃金改善額総額の合計が一致するか。
- (2) **賃金改善所要額が加算総額を上回っていることについて確認**  
→加算の算定額に相当する賃金改善を行うことが加算の算定要件となります。
- (3) **賃金改善が適切に行われていることの確認**  
→参考様式1に記載した、対象職員の職種及び対象とする賃金項目は適当か。  
→特定の職員に偏った賃金加算がなされていないか。  
※一部の福祉・介護職員を対象外とすることや、賃金改善に差を設けることは合理的な理由（就業規則や賃金規則等で定めている）がある場合は可能ですが、加算の趣旨に鑑み、公平な賃金改善を行うようにお願いします。

## 5 よくある指摘事項

(1) 「加算総額のお知らせ」が添付されていない。

→ 毎月給付費電子請求システムを通じて通知されます。毎月の加算総額を把握する際に必要な書類ですので取得漏れのないようにしてください。

(2) 賃金改善を拡大解釈している。

= 賃金改善所要額として認められない項目を算定している

→ 賃金改善は、基本給、手当、賞与及び一時金等の賃金項目を特定して行うものです。したがって、以下の場合には賃金改善には含まれません。

① 職員の新規雇用に係る費用

② 雇用形態の変更に伴う費用：(例) 非常勤職員から常勤職員へ雇用形態の変更

③ 資格取得又は研修にかかる諸経費：(例) 教材代、交通費

(3) 算定されている職員が対象職種以外である。

→ 指定基準上、対象職種との兼務が認められている場合に限り、処遇改善加算の対象として差し支えないものとします。

(兼務の確認方法) 労働条件通知書、勤務形態一覧表、業務日誌の確認

サービス	職種	加算対象
訪問系	サービス提供責任者	○：ホームヘルパーに含まれる。
	管理者	○：対象職種と兼務している場合に限る。 ただし、手伝った程度の場合は不可。
グループホーム	管理者	○：対象職種と兼務している場合に限る。 ただし、手伝った程度の場合は不可。
	サービス管理責任者	○：対象職種と兼務している場合に限る。 ただし、手伝った程度の場合は不可。 ×：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者と兼務している場合
その他	管理者	○：対象職種と兼務している場合に限る。 (ただし、手伝った程度の場合は不可。)
	サービス管理責任者	○：指定基準を超えて配置されている(加配)者
	児童発達支援管理責任者	○：保育所訪問支援における訪問支援員と兼務している場合のみ

各様式については、以下のページに掲載しておりますので、ご確認ください。

宮城県ホームページ

> 障害福祉課

> 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定に係る届出書等について

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/syoguukaizen001.html>